

## 雫石町監査委員告示第5号

先に地方自治法第199号第1項及び第4項の規定に基づき報告した、令和4年度定期監査結果に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第14項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和5年7月10日

雫石町監査委員 小 田 純 治  
同 階 研 太



雫教学第 0507016 号

令和 5 年 7 月 6 日

雫石町監査委員 小田 純治 様

雫石町監査委員 階 研太 様

雫石町教育委員会

教育長 佐藤 嘉彦



令和 4 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1 指摘事項及び措置方針

### (1) 学校教育課

#### [指摘事項]

御所小学校網戸取付工事について

雫石町契約規則第 19 条では、随意契約により契約を締結しようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴しなければならないこととされている。

当該工事は 1 者随契で契約しており、その理由を「早急に施工する必要があるため、現場に精通し特に実績のある業者」として、過去の実績を基に選定している。

本来、地方公共団体の締結する契約は、公平性と経済性を確保するため一般競争入札によることが原則とされており、それ以外の方法により契約する場合においても、透明性と競争性を担保するため複数からの見積書の徴収を求めていることから、これを改められたい。

#### [措置方針]

今後においては、契約における公平性と経済性を担保するため、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するよう改めます。